

平成 27 年度 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備を行う補助事業者及び事務事業を行う者の募集についての公示

平成 27 年 6 月 25 日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

平成 27 年度省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備のうち講習会等の周知活動に関する事業を行う補助事業者、設備・建材・流通等に携わる民間事業者や登録住宅性能評価機関等を活用した中小工務店への支援を行う事業に関する事務事業を行う者及び省エネ性能の評価事業を行う事業に関する事務事業を行う者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備

2) 事業目的

エネルギー基本計画等で求められている徹底した省エネルギー社会の実現を図るべく、平成 27 年 4 月に完全施行された平成 25 年省エネ基準の適合率の向上に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。

3) 事業内容

- ①住宅・建築分野の省エネ対策に関する講習会等の実施
- ②中小工務店への講習会及び適合証明申請サポートを実施する設備・建材メーカー等に対する補助事業に係る事務事業
- ③中小工務店への適合性評価支援及び講習会を実施する登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業
- ④省エネ性能の表示制度の定着に向けた省エネ性能の評価事業を行う登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業

2. 公募期間

平成 27 年 6 月 25 日(木)16 時 00 分～平成 27 年 7 月 17 日(金)18 時 00 分
(必着)

3. 公募対象事業者の要件

①住宅・建築分野の省エネ対策に関する講習会等の実施

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) その他、提案事業を的確に遂行するために、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。
 - ・住宅・建築物の省エネに関する幅広い知識を有すること。
 - ・全国的に効率的に事業を行う能力を有すること。

②中小工務店への講習会及び適合証明申請サポートを実施する設備・建材メーカー等に対する補助事業に係る事務事業

③中小工務店への適合性評価支援及び講習会を実施する登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業

④省エネ性能の表示制度の定着に向けた省エネ性能の評価事業を行う登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業

次の1)～6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- 2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

なお、選定にあたっては、②中小工務店への講習会及び適合証明申請サポートを実施する設備・建材メーカー等に対する補助事業に係る事務事業、③中小工務店への適合性評価支援及び講習会を実施する登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業及び④省エネ性能の表示制度の定着に向けた省エネ性能の評価事業を行う登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業それぞれに対し、最も適切な者を特定することとしている。

4. 公募対象事業

以下の①から④のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

①住宅・建築分野の省エネ対策に関する講習会等の実施

例) ・省エネ制度に関する講習会の開催、講習会の実施に当たり必要となる資料の作成、発送及び情報提供、講習会の開催日程の調整、講習会主催者との連携調整、講師・会場の手配、参加者の確認など

②中小工務店への講習会及び適合証明申請サポートを実施する設備・建材メーカー等に対する補助事業に係る事務事業

③中小工務店への適合性評価支援及び講習会を実施する登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業

④省エネ性能の表示制度の定着に向けた省エネ性能の評価事業を行う登録住宅性能評価機関等に対する補助事業に係る事務事業

例) ・事業に関する情報の提供、募集要領の整備

・補助金の交付申請に係る審査、交付決定

・完了実績報告に係る審査、補助金額の決定

・補助金支払いの実施

・事業に係る相談の受付

5. 補助金の額 定額

6. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成27年6月25日(木)16時00分～平成27年7月17日(金)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成27年7月17日(金)18時00分まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 嵯峨崎、金原、池田
電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、F A X等)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。